「商標審査基準」改訂案(平成26年12月25日付)に対する意見

-	頁番	意見の対象	意見
	1	第3条第1項第3号	P27、「15. 商品又は役務の特徴に該当する色彩のみからなる商標について、(1) 商品が通常有する色彩」の部分について 「(1) 商品が通常有する色彩」となっておりますが、「(2)」が削除されたため、同項番が不要になると考えますので修正いただけないでしょうか。
	2	第3条第1項第3号	P27、「15.(1)(ハ)その市場において商品の魅力の向上に通常使用される色彩」の部分について「〜魅力の向上に通常使用される色彩」として携帯電話の「シルバー」が挙がっておりますが、主要携帯電話事業者が提供する端末のカラーバリエーションに「シルバー」はあまりなく、「ホワイト」または「ブラック」が殆どであり「通常使用」とは必ずしもいえないと考えます。https://www.nttdocomo.co.jp/product/smart_phone/index.htmlhttp://www.au.kddi.com/mobile/product/smartphone/?bid=we-we-mbtp-0002http://www.softbank.jp/mobile/products/そのため、「シルバー」ではなく「ブラック」とした方が良いと考えます。また、「商品の魅力向上」としてしまうと、「商品の魅力向上に寄与していない」と反論し登録性を主張されかねないので、「商品の魅力向上」部分を削除してはいかがでしょうか。
	3	第3条第2項	P39、「7.音商標の出願商標と使用商標の同一性について(1)同一性が認められる例(イ)同一の音商標であると需要者が認識する場合②メロディーが同一であること。」の部分について「~同一であること」となっておりますが、前後の項の表記と表現を合わせて「同一性」はいかがでしょうか。その場合「メロディの同一性」については、同①でも挙げられているため、②の記載は①の例(③の例と同列)としてはいかがでしょうか。 【記載案】 7. (1)(イ) ① 略 (例)メロディが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なる場合は、需要者の受ける印象が異なる場合が多いと考えられることから、十分に考慮する。

		② <削除>
		③ 略
4	第3条第2項	P40、「7.(1)(ロ)出願商標が使用商標の一部に含まれている場合(使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合)であって、出願商標が独立して自他商品役務の識別標識として認識するものと認められるとき。(例)出願商標が数秒のサウンドロゴであり、云々」の部分について「~場合であって、~場合。」となっており、やや冗長であると考えます。また、サウンドロゴが最初や途中にある場合もありますので、以下のように修正してはいかがでしょうか。【記載案】7.(1)(ロ)(例)出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴが全体に占める割合が少ないにもかかわらず、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。
5	第4条第1項第18号	P76、「2. 商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。(1)立体商標について(イ)・・商品等から自然発生する立体的形状のみからなる」、云々の部分について使用により識別力を獲得した場合であっても登録を認められないことを明確にする趣旨と理解しておりますが、不自然な表現ですので下記修正案をご検討下さい。 【記載案】 出願された商標(以下「出願商標」という。)が、商品等の特性から通常備える立体的形状のみからなるものであること。
6	第4条第1項第18号	P77、2.(4)(イ)(例)①②について 例でありながら「~存在しにくい」「~存在することが多い」と傾向の見解を示すことは紛らわしいため、 「~音であるか否か。」「~について十分考慮する。」と修正してはいかがでしょうか。 【記載案】 2.(4)(イ)(例) ① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。 ② 人工的に付加された音については、代替的な音が存在するかを十分考慮する。